

# 太田市立尾島中学校「学校いじめ防止基本方針」（概要版）

## 第1 目的

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、すべての生徒がいじめを行わず、また、他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

## 第2 学校の実態把握

### 1 いじめの定義

いじめの定義（文部科学省より）  
「該当児童生徒が、一定の人間関係にある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」とする。なお、起こった場所は、学校の内外を問わない。

### 2 本校が目指す学校

- 信頼される学校
- 明るい学校
- 活気あふれる学校

## 第3 いじめの防止の取組（未然防止）

学校は、人権尊重の精神に基づく教育活動を展開するとともに、子どもたちの主体的ないじめ防止活動を支援する。具体的には、生徒が、「安心感」、「満足感」をもてる場や機会をつくり、いじめが起こりにくい土壌をつくること。また、生徒の主体的な活動を通して、「自己有用感」を高め、人と関わることを喜びと感じる場や機会をつくり、いじめに向かわない生徒を育てる必要がある。

### 1 授業改善に関する取組

- 「わかる」「楽しい」授業の推進
- 学び合う活動の設定
- 認め合える場の設定

### 2 友人関係・集団づくりを目的とした取組

- 温かい学級・学校の雰囲気づくりの推進
- 班活動の充実
- 人権教育全体計画の作成、実施
- 人権集中学習期間の設定の充実

### 3 いじめに関する学習への取組

- 学級活動の充実
- 道徳の時間の充実  
(いじめを題材とした授業の実施)

### 4 いじめをなくすための生徒会の取組

- あいさつ運動の実施
- 自主的な活動の推進（いじめ撲滅集会等）
- いじめ防止活動年間計画の作成、実施

### 5 保護者や地域に対する啓発の取組

- 学校だよりやWebページ、生徒指導通信等、各種たよりを利用した情報発信
- 地域の区長会などにおける定期的な情報交換
- 警察等、関係機関との連携

## 第4 早期発見の取組

いじめは、大人の目の届きにくいところで発生しており、学校組織として早期発見に取り組むとともに、家庭・地域と連携して実態把握に努める必要がある。

### 1 生徒の些細な変化に気付く取組

- 教師と児童生徒との交流（生活ノート等）
- 多くの教職員による校内巡視
- アンケート調査による把握（月1回の生活アンケートの実施）
- 学級内の人間関係の客観的な把握（Q-Uの実施）
- 関係機関へのいじめの訴えや相談方法等、家庭や地域への周知
- 保護者との連携（電話連絡、家庭訪問等）
- 地域との連携（地域行事の参加等）

### 2 気付いた情報を確実に共有する取組

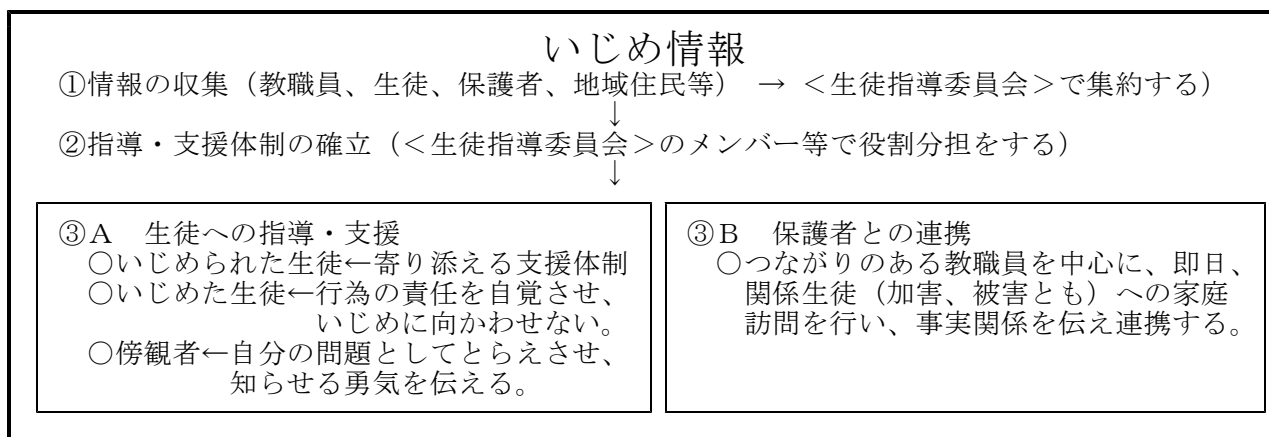
- 状況の報告・連絡・相談
- 情報収集のシステムづくり（生徒指導委員会の実施等）

### 3 情報に基づき、速やかに対応する取組

- いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。
- 生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合、真摯に傾聴する。
- いじめの発見・通報を受けた教職員は、すぐに、校長等に報告する。
- 校長は、直ちに生徒指導委員会を招集し、情報を共有する。

## 第5 いじめに対する措置

### 1 いじめの発見から解決までの指導の流れ



### 2 いじめの被害者、その保護者への支援

- ①いじめられた生徒から、事実関係の聴取を行う。
- ②家庭訪問等により、迅速に保護者に事実関係を伝える。
- ③事態の状況に応じて、複数の教職員の協力の下、いじめられた生徒の安全を確保する。
- ④いじめられた生徒にとって信頼できる人と連携し、寄り添い支える体制をつくる。
- ⑤いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる学校環境の確保を図る。
- ⑥状況に応じ、SC等の協力を得る。
- ⑦いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、必要な支援を行う。

### 3 加害生徒、その保護者への助言、対応

- ①いじめたとされる生徒からも事実関係の聴取を行う。いじめがあったことが確認された場合、学校は、複数の教職員が連携し、組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。
- ②家庭訪問により、迅速に保護者に事実関係を伝える。学校と保護者が連携し以後の対応を適切に行えるよう、保護者の協力を求め、継続的な助言を行う。
- ③いじめた生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。

### 4 いじめを見ていた生徒への働きかけ

- ①いじめを見ていた生徒に対し、自分の問題として捉えさせる。いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気をもつよう伝える。
- ②学級全体で話し合う等、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。
- ③全ての生徒が、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていく。

### 5 関係機関との連携

- ①犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、太田市教育委員会及び太田警察署等と連携して対処する。

### 6 その他必要な措置

- ①いじめの関係者間における争いを生じさせないように、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。

## 第6 いじめ防止対策の組織<生徒指導委員会>

### 1 目的

いじめへの対応は、校長を中心に全教職員が一致協力体制を確立することが重要である。一部の教職員や特定の教職員が抱え込むのではなく、<生徒指導委員会>で情報を共有し、組織的に対応していく必要がある。なお、この<生徒指導委員会>は、より重大な事態への対応の際には、必要に応じて医師、学校評議員、人権擁護委員等、外部の専門家等の参加を呼びかける。

### 2 役割

- ①いじめの未然防止に向けた取組に関すること
  - ②いじめの早期発見のための取組に関すること
  - ③いじめ事案に対する対応に関すること
  - ④いじめに関する教職員研修、生徒向け講習会等に関すること
- <開催> 週1回(水曜日3校時)を定例会とし、いじめ事案発生時は緊急開催とする。

## 第7 インターネット上のいじめへの取組

インターネットの危険性を十分に理解した上で、ネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、生徒の情報モラルの向上に努める必要がある。「ネット上のいじめ」を発見した場合は、書き込みや画像の削除等、迅速な対応を図るとともに、人権侵害や犯罪、法律違反等、事案に応じて、警察等の専門機関と連携して対応していくことが必要となる。

### 1 いじめ防止の取組(未然防止)

- 情報モラル教育の推進(各教科等で計画的に実施)
- 外部講師を活用した情報モラル講習会の実施(年1回)

### 2 早期発見の取組

- アンケート調査による把握(月1回の生活アンケートの実施)
- ネット上の不適切な書き込み等は、直ちに削除する措置をとる。生徒に重大な被害が生じるおそれがある場合、直ちに太田警察署に通報し、援助を求める。

### 3 いじめに対する措置

- 「第5 いじめに対する措置」に同じ

## 第8 重大事態への対処

### 1 重大事態の認識

- ①重大事態が発生した場合、速やかにその旨を、太田市教育委員会に報告する。

〈重大事態とは〉

- 1 いじめによる児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき  
(児童生徒が自殺を企図した場合等)
  - 2 いじめにより児童生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき(不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とし、一定期間欠席しているような場合等は、迅速に調査に着手)
- ※ 児童生徒や保護者から重大事態の申し出があった場合も、重大事態が発生したものとする。

### 2 組織としての対応(調査・報告等)

- ①太田市教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。  
《構成員》ア：〈生徒指導委員会〉を母体とし、事態の性質に応じて、適切な専門家を加える。  
※学校評議員等  
イ：教育委員会の指定した第三者のみで構成(第三者委員会)する。
- ②上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。この調査は、太田市教育委員会の指導及び支援を得て行うものとする。
  - いじめられた生徒からの聴き取りが可能な場合
    - ・いじめられた生徒や情報を提供した生徒を守ることを最優先とした調査を実施する。
  - いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合
    - ・当該生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取する。
- ③上記調査結果については、いじめを受けた生徒及び保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。この情報提供は、太田市教育委員会の指導及び支援を得て行うものとする。
  - 学校は、いじめを受けた生徒及びその保護者に対して、事実関係等、その他の必要な情報を適切に提供する。
  - 質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、いじめられた生徒又はその保護者に提供する場合があることを、あらかじめ念頭に置き、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置を行う。
  - 必要に応じて、いじめを受けた生徒又はその保護者の所見を調査結果の報告に添える。

## 第9 いじめ防止のための年間計画(いじめ防止プログラム)

いじめの未然防止、早期発見のため、年間計画(いじめ防止プログラム)を作成し、実施する。